

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

○ 新型コロナウイルスの感染急拡大を受け、8月12日から8月末までを期間とする県独自の「緊急事態宣言」が発令されたが、その後、8月20日～9月12日を期間として、国の「まん延防止等重点措置」が適用されたことに伴い、県独自の「緊急事態宣言」についても9月12日まで延長された。

その後、更なる感染者の増加を受けて、8月27日から9月12日までを期間として、国の緊急事態措置の実施区域に追加された。

★緊急事態宣言を受けての対応（8月27日～9月12日）

### 1 県立学校における対応

#### （1）学校活動全般に関する対応

○ 国の緊急事態宣言の実施区域とされたこと。また、最近の感染者数に占める若年層の割合の増加や、感染力が高い可能性が指摘される変異株の拡散状況を踏まえ、夏季休業後の学校活動等において、最大限の危機感を持って感染防止対策に取り組む必要があることから、緊急事態宣言の期間中においては、次のとおり対応する。

学校活動全般	
<p>○これまでの対策の蓄積や状況の変化を踏まえ<u>下記の事項に特に留意し、基本的な感染防止対策の更なる徹底を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果が高いとされる不織布マスクの使用</li> <li>・日々の健康観察の徹底（本人のほか、同居者に体調不良がある場合も出校を控える）</li> <li>・ワクチンを接種した職員・生徒においても、<u>基本的な対策は継続</u></li> <li>・不要不急の外出自粛等、<u>学校・家庭外を含めた感染予防意識の高揚</u> 等</li> </ul> <p>○上記に加え、次の取組により、<u>教育活動と感染防止対策を両立し、学校活動を継続する。</u></p>	
高等学校・中学校	特別支援学校
<p>○安心・安全な学習環境を確保できるよう、近距離で対面形式となるグループワークなど<u>感染リスクが高い学習活動を控える</u>とともに、学校の状況に応じて、<u>時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせ</u>たハイブリッド学習に取り組む。</p>	<p>○事業者とも連携して感染防止対策を実施した上でのスクールバス運行をはじめ、医療的ケア、寄宿舎、給食といった特別支援学校で<u>想定される学校生活の各種場面において可能な限りの工夫</u>を行い、感染リスクの低減に取り組む。</p>

## (2) 部活動における対応

○ 部活動は、原則として自粛とする。

(※大会の主催団体に対し、大会のできる限りの中止・延期を要請しているが、調整が困難なものについては、感染対策を徹底した上での実施を求める。)

## (3) 検査による早期探知

○ 国のモニタリングPCR検査や抗原定性検査キットを活用した早期探知・早期対応により、安心・安全な学校活動の確保に取り組む。

## 2 県社会教育施設における対応

施設名	対応内容
県立自然の家 (松島・蔵王・志津川)	○県の要請・協力内容に応じた上で感染症拡大防止対策を講じ、利用を希望する学校があれば対応するが、野外炊飯場及びキャンプ場の利用は中止する。 また、宿泊・日帰りとも主催事業は全て中止するとともに、野外炊飯場及びキャンプ場の一般利用を中止する。 (まん延防止等重点措置期間は、宿泊を伴う自主事業のみ中止)
宮城県図書館	○県の要請・協力内容に応じた上で感染症拡大防止対策を講じ開館するが、よみきかせ講座などの自主企画講座やイベントは全て中止する。 (まん延防止等重点措置期間と同様の対応)
宮城県美術館	○県の要請・協力内容に応じた上で感染症拡大防止対策を講じ開館するが、展示解説などの自主企画講座やイベントは全て中止する。 (まん延防止等重点措置期間と同様の対応)
東北歴史博物館	1 全館 (1)注意喚起・防疫対策 ○エントランスにて、感染防止策の掲示、マスク着用、手指消毒、案内職員の手袋着用、アクリルパネル設置、椅子・ベンチ・エレベータボタン等の定期消毒、検温 (2)人数制限 ○展示室や講堂、研修室、今野家住宅など利用人数の制限  2 特別展 ○特別展以外の自主事業は延期又は中止  (ジュラシック大恐竜展 (R3.7.17~R3.9.12) ) 【8月25日~変更】 (1)人数制限 ○緊急事態宣言期間について、8月28日(土)以降の日時指定日における残枠分当日券の発券枚数を5割減。

## 南部地区職業教育拠点校の校名案及び開校準備の状況について

### I 校名案について

南部地区において、柴田農林高等学校、大河原商業高等学校を再編統合し、令和5年4月に現在の柴田農林高等学校の敷地内に開校する新しい職業教育拠点校の校名については、学校関係者等による「校名等選考委員会」を開催し、公募を行ったうえで検討を行った。

その検討結果を踏まえ、副教育長を委員長とする「県立学校校名選定委員会」において、学校関係者の意見を尊重する姿勢を基本として、検討及び協議を行い、下記のとおり校名案を選定した。

### 記

#### 1 校名案 「（仮称）みやぎけんおおがわらさんぎょうこうとうがっこう宮城県大河原産業高等学校」

#### 2 選定理由

「大河原」は新しい学校の所在地を示し、「産業」は、当該学校が全体として「地域ブランドの確立」に取り組み、地域振興へ貢献すること、農業、商業、企画デザインそれぞれの専門学科の特色をいかし、6次産業化を軸とした学科間連携による先進的な産業教育を目指すという学校の特色を表している。

大河原町内の高校を統合して、生徒達の新たな学びの場として開校する高校に、ふさわしい名称であると判断したものである。

## Ⅱ 開校準備の状況について

### 1 会議等の状況

会議名等 【構成員】	検討内容等	検討時期（年度）						
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
大河原地域における高校 のあり方検討会議 【地域関係者、学校関係者】	地域ニーズを踏まえた魅力ある高校 づくりを推進するため、地域・学校関 係者等から幅広く意見を聞く。	○						
南部地区統合校教育基本 構想検討会議 【各校の教員・農業科商業科 教員】	「あり方検討会議」での議論を踏ま え、統合校における教育内容の基本 的な考え方を整理し、教育内容、教育 施設等のグランドデザイン（教育基本 構想）を策定。		○					
南部地区職業教育拠点校 準備委員会 【各校校長、教頭、教員等】	・新設校の学校運営、教育内容の原 案作成 ・その他調整が必要な事項			○	○	○		
開設準備委員会 【各校校長・教頭・事務室長・ 教員等】	・新設校の学校運営、教育内容等 ・新設校の諸規程、規約、内規等 ・移行期の両校の学校運営に関する こと ・その他開校に向けて調整が必要と なる事項					○	○	
(仮)地域パートナーシップ 会議 【学校関係者・地域関係者】	・地域連携や実践的教育の推進					○	○	
校名等選考委員会 【学校関係者・地域関係者】	・校名等選考の準備体制に関して ・校名等選考の全般 ・その他必要な事項					○ 校名	○ 校名 校歌 校章	○ 校歌 校章
施設整備関係								

令和5年4月開校  
  
 令和7年3月 柴田農林高、大河原商業高 閉校

  

設計 → H28  
 仮設校舎建設 → H28  
 南校舎解体 → R1  
 新校舎建設 → R2  
 新校舎供用開始 → R3

## 2 今年度の準備状況

### (1) 開設準備委員会

南部地区職業教育拠点校の学校運営等に関する事項について、検討・調整を行う。準備委員会の各部会（教育内容検討部会、校務分掌等検討部会）で具体的事項について検討する。

現在、教育課程の調整、各種規程・内規、購入物品等について検討しており、今後、部活動構成や制服の検討等を進めていく。

### (2) (仮) 地域パートナーシップ会議

地域とのパートナーシップを構築し、地域に根ざした実践的な教育活動の展開を図るため、(仮) パートナーシップ会議を設置する。

パートナーシップ会議における検討事項としては、

- ① 地域の課題解決に向けた教育活動に関すること
- ② 地域から学校への講師等の派遣に関すること
- ③ 地域における実地研修の実施に関すること
- ④ 学校から地域への教育資源の提供に関すること

等を考えており、今年度後半に会議を開催する予定である。

### (3) 校名等選考委員会

一般公募結果等を参考に、校名案候補を選定し、県教育委員会へ報告した。今後は校歌、校章の選考方法について審議していく。

### (4) 建設工事

月に一度、工事関係者と営繕課、施設整備課、高校教育課県立高校開設準備班等による新築工事全体会を開催し、進捗状況等確認しているが、現在のところ、予定どおり進んでいる。

令和5年1月から新校舎の供用開始予定となっている。

## 県立高等学校における物損事故に係る和解について

## 1 事故の概要等

## (1) 発生年月日

令和3年4月22日（木）午後5時30分頃

## (2) 発生場所

仙台西高等学校駐車場内（仙台市太白区御堂平5番1号）

## (3) 事故の概要

仙台西高等学校において、生徒が部活動中に同校駐車場に隣接する運動場で蹴ったサッカーボールが当たったことにより損傷した鉄柵の一部が、同駐車場に駐車していた相手方車両の左後部に当たり、同車両に損傷を与えたもの。

## 2 和解内容等（専決処分内容）

## (1) 和解の相手方

イ 住 所  
ロ 氏 名

※個人情報が含まれるため、表示しておりません

## (2) 和解の内容

イ 内 容 示談

ロ 示談年月日 令和3年7月16日

ハ 損害賠償額 58,168円

ニ 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

## 3 知事専決処分年月日

令和3年7月16日